

虐待防止のための指針

社会福祉法人藤雪会 デイルームとんとん

1 虐待防止に関する基本的な考え方

利用者の尊厳の保持、人権擁護、虐待防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。

2 虐待の定義

- ① 身体的虐待 : 利用者の身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 : 性的な行為やそれを強要すること。
- ③ 心理的虐待 : 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
- ④ 放棄・放置 : 食事や排泄等の身の世話や介助をしない等により、利用者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。
- ⑤ 経済的虐待 : 本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

- ・虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置する。
- ・本委員会の総括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。
- ・委員会は年1回以上開催する。委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図る。
- ・身体拘束適正化委員会や、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

(2) 虐待防止委員会の役割

- ・虐待防止のための指針作成と見直し及び周知
- ・虐待防止、支援の質を高めるための研修会の実施
- ・虐待を未然に防ぐ職場環境の確認
- ・虐待と思われる事案発生時には、速やかに市町村に通報する
- ・実際に発生した虐待事例の分析、再発防止策の検討

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止の徹底を図るために、職員に対し虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

又、職員の新規採用時にも実施する。

本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

不適切な支援、虐待及び虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに関係機関（市町村等）に報告する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族等がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表する。

7. その他虐待防止推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。